

街なかエリア花壇設置・維持管理等業務委託
落札者決定基準

令和3年（2021年）10月

第38回全国都市緑化くまもとフェア実行委員会

目 次

第1 落札者決定基準の位置づけ

第2 総則

第3 総合評価

1 基本的な考え方

(1) 価格評価点

(2) 技術評価点

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(4) 有効数字

(5) 総合評価点の最も高い者が2以上あるときの対応

2 技術評価点

(1) 配分の考え方

(2) 各評価項目の評価点

(3) 各評価項目の重み

(4) 評価項目点

(5) 技術評価点の算出

(6) 失格基準

3 価格評価点

(1) 価格評価点の算出

(2) 対象費用

別添1 提案評価表

第1 落札者決定基準の位置づけ

本落札者決定基準は、第38回全国都市緑化くまもとフェア実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が「街なかエリア花壇設置・維持管理等業務委託」（以下、「本業務」という。）を実施するにあたり、落札者を決定する方法及び基準を示すものである。

第2 総則

本業務を実施する落札者には、花壇の整備・花苗の植栽・花壇の維持管理等に関する技術やノウハウが求められるため、総合評価方式による一般競争入札方式を採用し、入札価格のほか、業務内容等に関する提案内容を総合的に評価する。

落札者決定の方法としては、街なかエリア花壇設置・維持管理等業務委託における総合評価落札方式に係る総合評価審査会（以下、「審査会」という。）において総合評価を実施し、落札者の決定を行う。

第3 総合評価

1 基本的な考え方

落札者の決定にあたっては、実行委員会にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価である「価格評価点」に、提案内容及びヒアリングの評価である「技術評価点」を加算する総合評価方式による一般競争入札方式を採用し、「価格評価点」と「技術評価点」の合計である「評価値」が最も高い入札者を落札者とする。

(1) 価格評価点

入札価格については、後に示す計算式に基づき、「価格評価点」を与える。
価格評価点の満点は50点とする。

(2) 技術評価点

「提案評価表」（別添）に基づき提案内容を評価し、「技術評価点」を与える。
技術評価点の満点は150点とする。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1) 及び (2) で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点数（＝評価値）が最も高い者を落札者とする。合計点数の満点は200点（価格評価点50点＋技術評価点150点）とする。

(4) 有効数字

「価格評価点」の算出にあたっては、小数点第1位を四捨五入するものとする。

(5) 評価値の最も高い者が2者以上あるときの対応

評価値が最も高い者が2者以上あるときは、技術評価点の高い者を落札者とする。この場合において、技術評価点及び価格評価点ともに同点である者が2者以上あるときは、入札価格が低い方を落札者とし、入札価格も同額である場合は、くじにより落札者を定めるものとする。

なお、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない実行委員会職員にくじを引かせるものとする。

2 価格評価点

(1) 価格評価点の算出

価格評価点は、次により算出する。

$$\text{価格評価点} = 50 \times (1 - \text{入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額} / \text{予定価格})$$

(2) 対象費用

入札価格には、契約期間中（令和4年（2022年）6月30日まで）に特記仕様書の記述に従って業務を実施するのに必要となるすべての費用を盛り込むものとする。

3 技術評価点

技術評価点は、提案評価表に基づき、審査会が総合評価のための提案書類の内容を審査し、次により算出する。

(1) 配分の考え方

提案評価表の各評価項目に配分する評価項目点は、次のように設定する。

評価項目	配点	比重
1 業務実施体制	50	33%
2 業務経験・実績	15	10%
3 課題に対する提案	70	47%
4 フェアへの関わり	15	10%
合計（上限技術評価点）	150	100%

(2) 各評価項目の評価点

技術提案書の記述内容により、下記のとおり最大6段階評価とする。

6段階評価の目安は、次のとおりとし、実行委員会で想定している一般的な提案は3点とする。

【評価の目安】	
非常に優れている	5点
優れている	4点
普通（実行委員会で想定する標準的な提案）	3点
劣っている	2点
非常に劣っている	1点
実行委員会の要求に適合しない	0点

(3) 各評価項目の重み

重要度に応じて、「1」から「7」の重みを評価項目ごとに設定する。

(4) 評価項目点

評価項目ごとの評価点に各評価項目の重みを乗じて得た点を評価項目点とする。

(5) 失格基準

以下の条件に該当する場合は、「失格」とする。この場合、当該入札者の評価をせず、落札者としな

- ア 入札説明書第3技術提案書作成要領に基づかない技術提案書である場合。
- イ 本総合評価一般競争入札の公告を行った日から落札者決定の日までの間に、本総合評価一般競争入札に関して、選定手続きに定められている事項以外で審査会委員又は本件入札手続に係る学識経験者と本総合評価一般競争入札に関する情報の収集又は提供をする目的をもって接触した場合。
- ウ 技術評価点の合計が90点に未満の場合